

(續日本紀二十六) 天平神護元年三月丁未越前國足羽郡人從五位下益田繩手賜姓益田連
〔古今類聚越前國志一 大野郡〕今立足羽吉田坂井四郡ノ東ニアリ、東南飛驒、美濃二國ニ接シ東北加賀國ニ界ス、

〔三代實錄四十〕元慶五年七月十七日癸亥越前國丹生大野神今改野原作坂井等郡田地六百一町九段百五十八步依天平勝寶元年四月一日詔旨令興福寺領得但天平勝寶元年以前爲公田之類雖在四至之内不聽領之、

〔古今類聚越前國志坂井郡〕吉田郡ノ北ニアリ、東北加賀國ニ接シ、東南大野郡ニ連リ、西南丹生郡ニ界シ、西海ニ至ル、

再按スルニ、倭名抄坂井佐加乃井ト讀ム、日本紀ノ坂中井、舊事紀ノ坂名井皆此ナルベシ、蓋初三國一鄉ニシテ後郡名トナリ、反テ三國ヲ管セシナルベシ○下略

〔越前國名蹟考坂井郡〕素良按するに、當國中頃十二郡となりし節、當郡を分て坂南郡、坂北郡の二郡とす、寛文四年、八郡に併せられし時より、右の二郡をもとの坂井郡一郡となざる、此郡中三保島に所有の古き寄附狀に、池上郡安島浦と書認又近年江戸にて當國無宿者の申口を以て、越前國柳田郡三國湊と公儀より御書下げ有し事などは、更に論にたらず○中略此郡に昔時池上柳田などの名目ありしとは意得べからず、

(續日本紀三十五) 寶龜九年九月癸亥送高麗使正六位上高麗朝臣殿嗣等來著越前國坂井郡三國湊○下略

(續日本後紀三明) 承和元年十一月丙子以越前國坂井郡荒田廿町賜基貞親王、
〔古今類聚越前國志一 吉田郡〕舊坂井郡後ニ割テ一郡トス、大野郡ノ西ニアリ、南足羽郡ニ界シ、西北坂井郡ニ至ル、